

養老町第二回臨時会会議録

平成三十年第二回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成三十年八月十日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 報告第十号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 日程第五 報告第十一号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第六 議案第五十一号 庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事請負契約の締結について
- （追加日程）
- 日程第一 緊急質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長		出席議員							
一番	北倉義博	二番	岩永義仁	三番	長澤龍夫	四番	大橋三男	五番	三田正敏

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

六番	吉田太郎	七番	早崎百合子	八番	野村永一	九番	田中敏弘	十番	松永民夫	十二番	青山貞一	十三番	水谷久美子	十一番	林輝見
----	------	----	-------	----	------	----	------	----	------	-----	------	-----	-------	-----	-----

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭	教育長	並河清次	総務部長	田中信行	総務部総務課長	中島恵美	企画政策課長	川地憲元	総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明	住民福祉部長	伊藤幸広	住民福祉課長	川口智也
----	-----	-----	------	-----	------	------	------	---------	------	--------	------	---------	------	---------------	-------	--------	------	--------	------

住民福祉部 生活環境課長	渡辺章博
産業建設部長兼 水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治
産業建設部 農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉修
産業建設部 建設課長	高橋正人
会計管理者兼 会計課長	田中隆
教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	古川一夫
消防 消防長	野村博治
消防 消防次長兼 消防課長	吉田英之
消防 消防次長兼 消防課長	三和隆夫
消防総務課長	廣澤幸雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田勝彦
議会事務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時二十七分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成三十年第二回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

――「町民憲章」朗唱――

ありがとうございます。

本日の会議の欠席者の報告をいたします。

十一番 林輝見君より、病気療養中のため欠席の通告がございました。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今臨時会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成三十年第二回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十二番 青山貞一君、十三番 水谷久美子君、以上を指名します。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第二、会期の決定を議題としま

す。

ここで、八月六日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長（早崎百合子君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る八月六日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成三十年第二回養老町議会臨時会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては本日八月十日金曜日の一日で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが二件、契約の締結についてが一件、以上、合計三件であります。審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）及び日程第五、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の二議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、一括上程し、報告のみを受けること。次に日程第六、庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事請負契約の締結については、上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日の一日と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成三十年度七月分現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。第二回臨時会に何かとお忙しい中を御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

毎日大変暑い日が続いております。この暑さ、記録的とも言うべきで、災害という言葉まで使われるくらいの暑さでございます。災害と言いますと、六月の下旬からの大雨によって、西日本では二百三十名を超える死者、行方不明者が出ているということでございますし、先日の十二号の台風、それから十三号の台風も思わぬ動きをするという、かつてないような台風の進路でございます。

した。

こういった状況から見ますと、災害というのはもういつ起きてもおかしくないような状態でございます。私も行政としても、しっかりと公助の責任を果たすべく取り組んでいきたいというふうな思いでおります。

そんな中できのう、揖斐川流域の十三の首長が一緒になって建設省の方へ要望に行ったわけでございますが、官僚の中から、今、住民の方々の危機意識が非常に薄れているというのが大きな問題だというような御提言もいただきました。住民は逃げないものだと思いますと、くださいますような言葉まで聞かれたところでございます。こういったことは、私どもの町、かつて五十何年前に伊勢湾台風、集中豪雨によって大変な被害を受けて、それが記憶に残っている方々もございます。こういう方々のお力もかりながら、もう一度、いざというときにどうしたらいいかというような話し合いをしていきたい、していただきたいと思ひますし、ハザードマップも、住民のそういう方々の御意見も伺いながら、改めてつくり直すというふうにも今年度決めております。

議員の皆様方にもさまざまなお知恵をいただきながら、住民の安心・安全を守っていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

きょうは三件の議案を提案させていただいております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 五番、三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 緊急質問をしたいので同意を求めます。

○議長（大橋三男君） ただいま、三田正敏君から緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、三田正敏君の緊急質問を議題といたします。

緊急質問の要旨説明の発言のみを許可します。簡潔明瞭にお願いします。

○五番（三田正敏君） ただいまの緊急質問に対する趣旨説明をさせていただきます。

去る六月十八日に発生した大阪北部を震源とする震度六弱の地震により、高槻市の小学校でブロック塀が倒壊し、九歳の四年生になる女子児童が亡くなるという大変に悲しい事故が起きました。地震の発生が危ぶまれるこの当地域においても、同様の事故が起きないとは言い切れません。また、保護者の方も不安に思われていることでしょう。

町にとつては、夏休みが終わる八月の末までには、この現状を町民に報告する必要があると考えます。

そこで、当町の公共施設等のブロック塀の現状、並びに同様の事故を防ぐための対策についての緊急質問をさせていただきたい。同意を求めますので、よろしく御審議ください。

○議長（大橋三男君） 三田正敏君の趣旨説明が終わりましたので、採決をいたします。

三田正敏君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第一として、直ちに発言を許すことに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

したがいまして、緊急質問に同意の上、日程に追加をし、追加日程第一として発言を許すことに可決をされました。

しばらくお待ちください。

追加日程を配付をいたします。

〔追加議事日程配付〕

○議長（大橋三男君） それでは、三田正敏君の発言を許可いたします。

なお、緊急質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を三十分以内といたします。

それでは、五番、三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、許可されましたので、有志議員団を代表して緊急質問をさせていただきます。

去る六月十八日に発生した大阪北部を震源とする震度六弱の地震が発生をし、この地震で高槻市の小学校でブロック塀が倒壊し、九歳の四年生になる女児児童が亡くなるという大変悲しい事故が起きました。亡くなられた方への御冥福をお祈りいたします。

我が養老町でも、同じ事故が起きても不思議ではありません。この事故を教訓に、全国で同様の危険箇所調査は行われております。

子供たちに、また避難所を利用される地域の人たちに、養老町内全ての学校、災害時避難所となる施設、通学路等の調査結果を報告していただき、危険のない安心・安全な環境を提供していただきたいと考えます。

ここで、養老町における危険箇所の調査・点検の結果等の状況について、次の四点にて報告を受けたいと思います。

一、町施設、学校施設、児童通学路のブロック塀の調査は実施をしたか。

二、調査をしたのであれば、その調査結果はいかがか。

三、各地区の通学路沿いの町の施設、また個人の施設での危険ブロック塀への対応は。

四、今後、町としてブロック塀等の危険箇所への対応・対策はどのような方向に進めていくのか。

以上、四点にてお答えをいただきたい。よろしく願います。

○議長（大橋三男君） 養老町長、大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 緊急質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

当町における公共施設や通学路沿いのブロック塀の調査及びその調査結果につきましては、関連がございますので、一番、二番一括で御回答をさせていただきます。

当町におきましては、今回の事故後に、町内の公共施設及び各通学路における緊急点検・調査を行っております。

公共施設におきましては、学校を含め五十五カ所を対象に調査を行い、室原自治会館の南側のブロック塀、食肉事業センターの入り口付近の塀の二カ所が建築基準を満たしていないおそれがあることがわかりました。直ちに問題となる物件ではないと思われるため、現在は「塀に近寄らないでください」などの張り紙により注意喚起をしております。

また、各小学校で地震後すぐに通学路の緊急点検を実施しました。通学路沿いの民家等のブロック塀としまして八十カ所の報告があり、その他の工作物として三十一カ所の報告がございました。

三番、四番でございますが、通学路沿いの個人の施設と、今後の危険箇所の対応・対策に関しましては関連がございますので、一括で御回答させていただきます。

まず、公共施設二カ所につきましては、再調査の上、必要に応じ補強する等の対策を進めてまいりたいと存じます。

また、各通学路沿いにあった民家のブロック塀に關しましては、災害時に避難路となる場合もありますので、今後、職員により八月末までをめどに、中心市街地等、徒歩による通行が多いと思われる場所も含め、再度重点的に目視調査を行います。

明らかに基準を満たしていないと思われるところには、広報八月号で掲載しました個人のブロック塀の自主点検を促すチラシを投函し、気になる点がある場合は専門の建築士や西濃建築事務所等の指導を受けるよう、ブロック塀の適正な管理につきまして啓発をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 答弁ありがとうございます。

ただいま答弁をいただきました趣旨、また町民に報告をしていただく手段を考えていただき、町当局として、町民にこの報告をアピールしていただきたい。できれば夏休みのうちにしていただくことによって、通学路は安全である、こういう父兄の思いで子供を学校に送ることができる、こういうことを考えられます。よろしくお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大橋三男君） 以上で、五番、三田正敏君の緊急質問を終わります。

よって、追加日程第一、緊急質問を終わります。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第四、報告第十号及び日程

第五、報告第十一号は地方自治法第百八十条第二項の規定による報告であるため、一括議題として上程し、報告のみを受けたいと思います。

次に日程第六、議案第五十一号は、上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決を行います。

初めに、日程第四、報告第十号 専決処分分の報告について（損害賠償の額の決定）及び日程第五、報告第十一号 専決処分分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の二件を議題とします。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第十号 専決処分分の報告について（損害賠償の額の決定）及び報告第十一号 専決処分分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

まず十号でございますが、この専決処分につきましては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第二項の規定により、環境啓発看板による物損事故の損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

事故の概要につきましては、平成三十年四月二十五日午後一時ごろ、損害賠償の相手方の車が養老町中地内の県道養老垂井線を走行中、町が管理する環境啓発看板の支柱が、折からの強風と劣化により車道側に倒れ、車に寄りかかる形で接触し、前方左側バンパーから後部ドアにかけて損傷したものでございます。

平成三十年六月二十八日に示談が成立したため、専決処分をいたしました。

詳細につきましては、専決第十六号 専決処分書のとおりでございます。

次に、報告第十一号 専決処分分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、平成三十年六月二十九日に大垣簡易裁判所で開催された第二回口頭弁論にて、相手方より滞納家賃を分割納付にて返済し、承継手続を行った上で、本件住宅に引き続き居住したいとの和解申し出があり、裁判上の和解が成立しましたので、専決処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりになります。以上で、報告第十号、十一号の説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第六、議案第五十一号 庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号 庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事については、庁舎及び消防本署の防災機能強化の一環として整備するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事では、庁舎及び消防本

署の防災機能施設として災害発生時の停電、また故障、不慮の停電時に対応できる設備の整備を実施するものであります。

その内容を御説明申し上げます。

一、契約の目的、庁舎・消防本署非常用発電設備改修工事。
二、契約の方法、指名競争入札。
三、契約金額、一億八千七百七十六万四千円。税込みでございます。

四、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町小倉八百七十五番地一、株式会社ホクエー電工養老営業所、所長 安田光順。

五、工期、本契約締結の日から平成三十一年三月二十日。

六、工事場所、養老町高田地内。

七、工事概要、建築工事（直接仮設、土工、地業、鉄筋、コンクリート、型枠、鉄骨、屋根及びとい、金属、左官、塗装、ユニット及びその他、外構、解体）、電気設備工事（受変電設備、非常用発電設備、電灯・コンセント設備、撤去）。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。
ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 九番、田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 五点についてお尋ねをいたします。

まず一点目としては、非常用発電設備の発電能力及び耐用年数はどれほどか。

二点目、設計・監理業者名は、また金額は。

三点目、入札指名業者十社のうち、五社入札辞退とありますが、このような状況で養老町指名業者選考委員会として正当な入札と

理解されておるのか。また、この事態を受け、今後の対応を検討されておれば、あわせて回答を求めます。

四点目、入札辞退理由の把握はすべきであると思います。今回はどうだったのか。

五点目、指名業者選定について、今回十社業者指名をされましたが、養老町契約規則による有資格業者数は何社のうちから選定されたのか。また、この十社の根拠はどのようなのか。

以上五点についてお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの田中議員の御質問に関しまして、一点目と二点目に関しまして御回答申し上げます。

一点目の非常用発電設備の容量でございますが、三百キロボルトアンペアでございます。耐用年数につきましては十五年となっております。

次に、二点目の設計・監理業者名、それから金額でございますが、まず設計金額につきましては、百二十九万六千円でございます。これは株式会社福永建築事務所に委託して設計した分でございます。また、管理業務につきましては、本工事の契約後に改めて選定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の御質問に對してですが、三点目、四点目、五点目につきましては総務課のほうより回答させていただきます。

三点目ですが、入札指名業者十社のうち、五社入札辞退ということですが、このような状況で指名業者選考委員会として

正当な入札と理解できるのか、またこの事態を受けて、今後の対応を検討されておればということについてですが、入札指名業者につきましては、有資格者名簿に登録されている業者の中から、本案件に對しまして工事規模等を考慮して、指名業者選考委員会にて審議の上、選考しております。

今回の案件につきましては、指名業者十社のうち五社が辞退となっておりますが、入札の辞退につきましては、業者の何かしらの事情によるものということでございますので、指名に對して何らかの影響を受けるものということでもございませんし、指名につきましては、選考基準に基づいた適正な指名であると認識しております。

また、この事態を受けまして、今後の対応についてでございますが、従来どおり選考基準に基づいて審議の上、対応していきたいと存じます。

四点目の入札辞退理由の把握はすべきであると思うが、今回はどうであったのかという御質問でございますが、入札を辞退する場合は、辞退届の提出を求めています。辞退理由については業者の事情によるものでございますので、辞退理由までは求めておりません。

また、入札を辞退した場合、今後の指名等について不利益な取り扱いを受けるといったようなこともございませんし、ペナルティーといったものもございませんので、入札辞退の理由については特に把握をする必要はないと考えております。

五点目の指名業者選定についてということでございますが、有資格者業者数、何社のうちから選定されたのかということ、またその根拠はということでございますけれども、今回の案件につきましては、電気工事の有資格業者二百六十五社のうち、前年実

績等に基づきまして、西濃管内、岐阜管内の業者のうちから十社を選考しております。

また、選定者数につきましては、内規で定めておりますが、今回の案件につきましては、設計金額に基づきましておおむね十社以上としております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 九番、田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今回、単刀直入に言うと、十社指名したけれど四社で入札をしたということでございますので、今後はそういうことのないように、また御尽力を求めています。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） これで本日の議案の審議は終了いたしました。

お諮りをいたします。

今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これを持ちまして、平成三十年第二回養老町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時〇二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成三十年八月十日

議長 大橋 三男

議員 青山 貞一

議員 水谷 久美子